

官報 号外 令和三年五月十四日

令和三年五月十四日

立及び選挙制度に関する特別委員長松村祥史さ  
ん。

○議長(山東昭子君)　過半数と認めます。  
よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

卷之三

○議長(山東昭子君)　日程第一　国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員会議題といたします。

長太田房江さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔太田房江君登壇、拍手〕

○太田房江君　ただいま議題となりました法律案

過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国立大学法人等の管理運営の改善

及び教育研究体制の整備、充実等を図るため、学長選考会議の幾能強化及び監事の本則の強化のこ

長選考会議の機能強化及び監事の体制の強化のために必要な措置等を講ずるとともに、小樽商科大

学、帯広畜産大学及び北見工業大学を設置する各

国立大学法人を統合する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取

するとともに、学長選考・監察会議の透明性を図る仕組みの必要性、監事の持つ監査機能の強化等

について質疑が行われましたが、その詳細は会議

録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を絶局し、討論は了りましがところ、日本共産党の吉良委員、れいわ新選組の船後委員よ

り、それぞれ反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしま

— 1 —

議長（山東昭子君） これより会議を開きます。

## 議員辞職の件 公職選挙法の一部を改正する法律案

国立大学法人法の一部を改正する法律案

—

した。  
なお、本法律案に対して附帯決議が付されておりま

ります。

○議長（山東昭子君） これより採決をいたしま

す。  
本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山東昭子君） 過半数と認めます。

○議長（山東昭子君） 本案は可決されました。（拍手）

○議長（山東昭子君） 日程第三 特許法等の一部

を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長有田芳生さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○有田芳生君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、知的財産の適切な保護及び知的財産制度の利便性の向上を図るため、手続期間の超過により消滅した特許権の回復要件の緩和、特許審判等での口頭審理を映像及び音声の送受信により行う方法の導入、特許料等の予納における印紙の廃止、特許関係料金の見直し、商標権の侵害となり得る対象行為として海外事業者による模倣品の国内への持込みの追加等の措置を講じようす

るものであります。

委員会におきましては、中小企業の知財活動に対

する規制強化の実効性確保に向けた方策、特許特別会計における透明性の高い財政運営の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君） これより採決をいたしました。

○議長（山東昭子君） 本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山東昭子君） 総員起立と認めます。

○議長（山東昭子君） よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。（拍手）

○議長（山東昭子君） 日程第四 海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長江崎孝さん。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○有田芳生君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特許料等の予納における印紙の廃止、特許関係料金の見直し、商標権の侵害となり得る対象行為として海外事業者による模倣品の国内への持込みの追加等の措置を講じようす

つきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、海事産業の基盤強化を図るため、

する規制強化の実効性確保に向けた方策、特許特別会計における透明性の高い財政運営の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君） これより採決をいたしました。

○議長（山東昭子君） 本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山東昭子君） 総員起立と認めます。

○議長（山東昭子君） よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。（拍手）

○議長（山東昭子君） 本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君） これより採決をいたしました。

を許します。議院運営委員長水落敏栄さん。

〔水落敏栄君登壇、拍手〕

○水落敏栄君 参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置について御報告申し上げます。

参議院改革につきましては、これまで歴代議長の下、議員各位並びに各会派の御努力によりまして様々な議論が重ねられてまいりました。

去る四月九日、山東議長の主宰により、各会派代表者懇談会が開かれ、参議院改革を更に進めるため、改めて参議院の組織及び運営に関する協議会を設置する旨の合意がなされました。

これを受けて、本日、議院運営委員会において、議長の下に、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、お手元の設置要綱のとおり、参議院改革協議会を設置することに決定いたしました。

以上の諸問題を調査検討するため、お手元の設置要綱のとおり、参議院改革協議会を設置することに決定いたしました。

以上、御報告いたしますとともに、本院がその機能を十全に発揮していくため、本協議会が所期の目的を達成することができますよう、議員各位の御協力を心からお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（山東昭子君） 本日はこれにて散会いたしました。

出席者は左のとおり。

午前十時十五分散会  
議員 伊藤 岳君 岩渕 友君  
武田 良介君 吉良よし子君  
柳ヶ瀬裕文君 山添 拓君  
大門実紀史君 片山 大介君

官 報 (号 外)

令和三年五月十四日 參議院會議錄第二十二号

議長の報告事項

官 報 (号 外)



令和三年五月十四日 參議院会議録第一二二号

## 国立大学法人法の一部を改正する法律案

善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、学長選考会議に学長の職務執行の状況の

弁護士等と連携するなど必要に応じて外部有識者を活用するなど、地域の公益通報制度を活用するとともに、地域の

よつて国会法第八十三條により送付する。

報告を求める権限を付与し、その名称を学長選

者による確認・検証の手続を講ずるよう努める

考・監察会議とすること、監事の体制を強化すること等の措置を講ずるとともに、小樽商科大

こと。  
四、国立大学法人による出資については、各国立

学、帯広畜産大学及び北見工業大学を設置する各国立大学法人を統合する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認め る。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帶決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の

、学長がリーダーシップを發揮するためには学事項について特段の配慮をすべきである。

内からの信任と支持が不可欠であることを踏ま

え 学長選考・監察会議の運営に当たっては  
大学の自治を尊重し、多様な意見を持つ教職

員・学生等を含む学内外のステークホルダーの理解を得られるよう努めること。また、可能な

理解を得られるよう努めること、また可能な限り議事の内容を公表するなど、より一層の透

明性の確保に努めること。

学長選考・監察会議を構成する総務協議会の委員及び教育研究評議会の評議員の任命等を学

長が行う仕組みは維持されることを踏まえ、そ  
の選定過程の透明性・公正性が担保される選任

の在り方について検討を行うこと。

一、監事の学長に対する第三者性・中立性を確保するとともに、監事の公正かつ厳正な監査業務

の遂行に資する体制を整備すること。また、学長に対する牽制機能の実効性を確保する観点か

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

足する学長選考・監察会議」を加える。

の次に次の一項を加える。

六



(以下「中期計  
画」)

を

第三十条第一項の中長期計  
画及び第三十一条第一項  
の年度計画、第三十五条  
の五第一項の中長期計画  
及び第三十五条の八にお  
いて読み替えて準用する  
第三十一条第一項の年度  
計画又は第三十五条の十  
第一項の事業計画並びに

とともに、毎年度

とともに

同法第三十一条第一項に規定する中期計画及び

国立大学法人北海道国立大学機構

北海道

五

小樽商科大学  
帯広畜産大学

北見工業大学

別表第一国立大学法人北見工業大学の項及び国立大学法人奈良教育大学の項を削り、同表国立大学法人奈良女子大学の項を次のように改める。

国立大学法人奈良国立大学機構	奈良教育大学	奈良県	五
	奈良女子大学		

別表第一備考第四号中「掲げる国立大学法人」の下に「(当該国立大学法人が指定国立大学法人等で  
ある場合を除く。)」を加え、同号を同表備考第五

号とし、同表備考第三号中「掲げる国立大学法人」の下に「(当該国立大学法人が指定国立大学法人等である場合を除く。)」を加え、同号を同表備考第四号とし、同表備考第二号の次に次の一号を加える。

三 第一欄に掲げる国立大学法人が指定国立大学法人又は指定国立大学を設置する国立大学法人等(次号及び第五号において「指定国立大学法人等」という)である場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用について  
は、当該国立大学法人の項の第四欄の理事の員数は、同欄に掲げる数に二(当該国立大学法人が一人以上の非常勤の理事(学外者が任命されるものに限る。)を置く場合にあつては、二)をえた数とする。

#### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第三条第一項、第四条、第五条第四項及び第五項において「最終事業年六条第三項及び第四項並びに第十二条の規定

2

新国立大学法人法第三十一条の二第一項の規定は、施行日の前日に終了した事業年度(附則第三条、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第三十一条第一項の規定は、施行日に始まる事業年度の業務運営に関する計画について度」という。)についても、適用する。

改める。

附則第二十三条第一項中「第二十二条第一項第七号」を「第二十二条第一項第九号」に改める。  
別表第一国立大学法人小樽商科大学の項を削り、同表国立大学法人帯広畜産大学の項を次のように改める。

官 報 (号外)

(学長となるべき者の指名等に関する特例)

第四条 国立大学法人小樽商科大学、国立大学法人帶広畜産大学及び国立大学法人北見工業大学(以下それぞれ「小樽商科大学法人」、「帯広畜産大学法人」及び「北見工業大学法人」という。)は、施行日前においても、これらの国立大学法人が協議して定める規程(第八項において「合同学長選考会議規程」という。)により、これらの国立大学法人にそれぞれ設けられた学長選考会議(国立大学法人法第十二条第二項に規定する学長選考会議をいう。以トこの項において同じ。)の委員の中からそれぞれの学長選考会議において選出された者で構成される会議(以下この条において「合同学長選考会議」という。)を設けることができる。国立大学法人奈良教育大学及び国立大学法人奈良女子大学(以下それぞれ「奈良教育大学法人」及び「奈良女子大学法人」という。)についても、同様とする。

2 文部科学大臣は、小樽商科大学法人、帯広畜産大学法人及び北見工業大学法人がそれぞれ設

立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人北海道国立大学機構(以下「北海道国立大学機構」という。)及び国立大学法人奈良国立大学機構(以下「奈良国立大学機構」という。)(以下「新法人」と総称する。)の学長(以下この条において同じ。)となるべき者を指名されたときは、国立大学法人第十五条第一項の規定にかかわらず、施行日の前日に満了する。

6 合同学長選考会議は、施行日前においても、

7 前項の承認があつたときは、第二項の規定によ

り、新法人に大学総括理事を置くことを定め、同条第五項の規定の例により、文部科学大臣の承認を受けることができる。

8 合同学長選考会議規程においては、次に掲げ

る内容を定めるものとする。

一 合同学長選考会議を構成する者のうち、國

立大学法人法第十二条第二項第一号に規定す

る委員の数は、合同学長選考会議の委員の總

該指名された者が欠けた場合においては、合同

学長選考会議が改めて行う申出に基づいて、當

該指名された者に代えて、新法人の学長となる

べき者を指名するものとする。

3 前項の申出は、国立大学法人法第十二条第七

項に規定する者のうちから合同学長選考会議に

より選考された者について、行うものとする。

4 第二項の規定により指名された学長となるべ

き者は、施行日において、新国立大学法人法の

規定により、新法人の学長にそれぞれ任命され

たものとする。

5 帯広畜産大学法人及び奈良女子大学法人の学

長の任期は、第二項の規定により新法人の学長

となるべき者が指名されたときは、国立大学法

人法第十五条第一項の規定にかかわらず、施行

日の前日に満了する。

6 合同学長選考会議は、施行日前においても、

新国立大学法人法第十条第四項の規定の例によ

り、新法人に大学総括理事を置くことを定め、

同条第五項の規定の例により、文部科学大臣の

承認を受けることができる。

7 前項の承認があつたときは、第二項の規定によ

り、新法人に大学総括理事を置くことを定め、

同条第五項の規定の例により、文部科学大臣の

承認を受けることができる。

8 合同学長選考会議規程においては、次に掲げ

る内容を定めるものとする。

一 合同学長選考会議を構成する者のうち、國

立大学法人法第十二条第二項第一号に規定す

る委員の数は、合同学長選考会議の委員の總

該指名された者が欠けた場合においては、合同

学長選考会議が改めて行う申出に基づいて、當

該指名された者に代えて、新法人の学長となる

べき者を指名するものとする。

二 合同学長選考会議に議長を置き、委員の互

選によってこれを定めること。

三 議長は、合同学長選考会議を主宰するこ

と。

四 前号に定めるもののほか、合同学長選考

会議の議事の手続その他合同学長選考会議に

必要な事項は、議長が合同学長選考会議に

諮つて定めること。

(解散法人の解散等)

第五条 小樽商科大学法人及び北見工業大学法人

並びに奈良教育大学法人(以下「解散法人」と総

称する。)は、この法律の施行の時において解散

するものとし、次項の規定により国が承継する

資産を除き、その一切の権利及び義務は、その

時に於て、小樽商科大学法人及び北見工業大

学法人第四項及び第五項において「小樽商科大

学法人等」という。に係るものにあつては北海

道国立大学機構が、奈良教育大学法人に係るも

のにあつては奈良国立大学機構が、それぞれ承

継する。

2 この法律の施行の際現に解散法人が有する権

利のうち、新法人がその業務を確實に実施する

ために必要な資産以外の資産は、この法律の施

行の時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲そ

の他当該資産の国への承継に關し必要な事項

は、政令で定める。

4 解散法人の最終事業年度を含む国立大学法人

法第三十条第一項に規定する中期目標の期間に

おける業務の実績については、小樽商科大学法

人等に係るものにあつては北海道国立大学機関

が、奈良教育大学法人に係るものにあつては奈

良国立大学機関が、附則第三条第二項の規定に

より適用される新国立大学法人法第三十一条の

二第一項に規定する評価を受けるものとする。

この場合において、新国立大学法人法第三十一

条の三第三項の規定による通知及び勧告は、北

海道国立大学機関又は奈良国立大学機関に対し

てされるものとする。

5 次に掲げる業務については、小樽商科大学法

人等に係るものにあつては北海道国立大学機関

が、奈良教育大学法人に係るものにあつては奈

良国立大学機関が、それぞれ行うものとする。

6 前項の規定により北海道国立大学機関又は奈

良国立大学機関が行うものとされる同項各号に

掲げる業務については、北海道国立大学機関又

は奈良国立大学機関の行った事業に係るこれら

の業務とみなして、新国立大学法人法第十一

条、第二十条第五項、第三十二条、第三十六条

及び第四十条並びに準用通則法第三十八条第一

項、第三十九条及び第四十四条(第一項ただし書、第

三項及び第四項を除く。)の規定を適用する。こ

の場合において、準用通則法第三十八条第一項

中「毎事業年度」とあるのは「解散法人(国立大

学法人法の一部を改正する法律(令和三年法律

が、奈良教育大学法人に係るものにあつては奈

良教育大学法人に係るものにあつては奈良教

育大学法人に係るものにあつては奈良教育大

学法人に係るものにあつては奈良教育大学法

人等に係るものにあつては北海道国立大学機

関が、奈良教育大学法人に係るものにあつては奈

良教育大学法人に係るものにあつては奈良教

育大学法人に係るものにあつては奈良教育大

学法人に係るものにあつては奈良教育大学法

人等に係るものにあつては北海道国立大学機

関が、奈良教育大学法人に係るものにあつ



有効に証拠に活用できることにより、裁判所の公正な判断に資する制度となるよう、必要に応じて適切な措置を検討すること。

四 海外からの模倣品の流入に対する規制の強化に当たっては、善意の個人に不測の損害を与えることがないよう留意しつつ、知的財産侵害貨物の小口化等を踏まえ、実効性ある水際での取締りの体制整備に努めること。

五 特許料等の料金体系の見直しに当たっては、利用者の意見も踏まえ適切な料金の設定を行うとともに、特許特別会計における歳出削減の取組を徹底しつつ、情報開示の拡充や第三者による財政検証的の確かな実施により、透明性・客観性の高い財政運営を行うこと。また、中小企業等を対象とする減免制度の在り方についても、その実情等を踏まえて適正な運用がなされるよう努めること。

六 植物の新品種や地理的表示の保護に関する相談業務等を弁理士の業務として追加するに当たっては、利用者の利便性向上及び関係法令遵守の観点から、相談内容に応じて行政書士等他の専門家や各地方における農林水産関連事業者団体、農林水産関連研究機関等との連携を図ることともに、研修等の充実を通じ、弁理士の更なる資質向上を図ること。また、農林水産事業者と弁理士とのタイムリーな相談機会の確保・促進を図るため、関係省庁及びその地方機関等において、農林水産事業者のための相談窓口の設置を検討すること。

七 いわゆる懲罰的損害賠償制度等の知財紛争処理システムの在り方やAI等を活用した審査業務の効率化等の課題について、我が国の知的財産制度を取り巻く様々な環境変化に対応して、

諸外国や裁判例の動向も注視しつつ引き続き検討を行うこと。

右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和三年四月二十二日

参議院議長 山東 昭子殿  
衆議院議長 大島 理森

特許法等の一部を改正する法律案

特許法等の一部を改正する法律案

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の二第六項中「第四項に規定する期間内に当該翻訳文を提出すること」ができない

かつたことについて正当な理由があるときは、を削り、「限り」の下に「経済産業省令で定めるところにより」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、故意に、第四項に規定する期間内に前項に規定する翻訳文を提出しなかつたと認められる場合は、この限りでない。

第四十一条第一項第一号中「を先の出願の日」を「が故意に先の出願の日」に、「することができなかつたことについて正当な理由がある」と改め、

第四十三条の二第一項中「その特許出願を

することができなかつたことについて正当な理由があり、かつ」を削り、「期間内に」の下に「経済産業省令で定めるところにより」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、故意に、優先期間内にその特許出願をしなかつたと認められる場合は、この限りでない。

第四十八条の三第五項中「第一項に規定する期間内にその特許出願について出願審査の請求をすることができなかつたことについて正当な理由があるときは」を削り、「限り」の下に「経済産業省令で定めるところにより」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、故意に、第一項に規定する期間内にその特許出願について出願審査の請求をしなかつたと認められる場合は、この限りでない。

第六十五条第六項中「第一百五条の二の十一」を「第一百五条の二の十二」に改める。

第七十一条第三項中「第一百四十五条第二項から第五項まで」を「第一百四十五条第二項から第七項まで」に改める。

第九十七条第一項中「質権者又は第三十五条规定第一項、第七十七条第四項若しくは第七十八条第一項の規定による通常実施権者」を「又は質権者」に改める。

第百五条の十一を「第百五条の二の十二」とし、第百五条の二の十の次に次の一条を加える。

(第三者の意見)

第百五条の二の十一を「第百五条の二の十二」とし、第百五条の二の十の次に次の一条を加える。

(第三者的意見)

2 民事訴訟法第六条第一項各号に定める裁判所が第一審としてした特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟についての終局判決に対する控訴が提起された東京高等裁判所は、当該控訴に係る訴訟において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、意見を記載した書面の提出を求めることができる。

3 当事者は、裁判所書記官に対し、前二項の規定により提出された書面の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

4 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定により提出された書面の閲覧及び謄写について準用する。

第百五条の四第一項第一号中「第百五条の二の六第四項の規定により開示された」を「第百五条の二の四第一項の規定により提出された」に改める。

第百七条第一項中「次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額」を「六万一千六百円を超えない範囲内で政令で定める額に一請求につき四千八百円を超えない範囲内で政令で定める額をえた額」に改め、同項の表を削除する。



官 報 (号 外)

「経済産業省令で定めるところにより」を加え、同項に次のただし書きを加える。

六、同項に次のただし書きを加える。  
ただし、故意に、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出しなかつたと認めら  
別表中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に  
次の一号を加える。

別表中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七  
一件につき五万円  
第八条第一項第一号括弧書、第十一條第一項において準用する特許法第四十三条の二第一項(第十一條第一項において準用する同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む)、第三十三條の二第一項、第四十八条の四第四項又は第四十八条の十五第二項において準用する同法第八十四条の十一第六項の規定により手続をする者(その責めに帰すことができない理由によりこれらの規定による手続をすることとなつた者を除く。)

### (意匠法の一部改正)

ただし、当該意匠権者がその責めに帰することができない理由により第四十三条第二項

第二条第二項第一号中「輸入」の下に「(外国に)  
ある者が外国から日本国内に他人をして持ち込  
ませる行為を含む。以下同じ。」を加える。  
第四条第三項中「次項」の下に「及び第六十条  
の七」を加える。

とができるときは、その割増登録料を納付することを要しない。

第二十二条第一項中「第四十二条第一項」を「第四十二条第一項中「第四十二条第一項」に改める。  
第四十一条中「第一百五条の二の十一」を「第一百五条の二の十二」に改める。  
第五条の二の十二に改める。

第四十二条第一項中「次に掲げる金額」を「一  
万六千九百円を超えない範囲内で政令で定める  
額」に改め、同項各号を削る。

第四十三条第一項中「前条第一項第一号」を「前条第一項」に改める。

れる場合は、この限りでない。

及び割増登録料を納付しなかつたと認められる場合は、この限りでない。

第六十条の七中「第三条第一項第一号又は第  
二号に該当するに至つた意匠が第四条第二項の

規定の適用を受けることができる意匠であるこ

ことを証明する書面」を「証明書」に改め、同条に

前項に規定する出願人が、その国際出願と同時に証明書をジュネーブ改正協定第一条(viii)同時

送達に代えることができる。

に規定する国際事務局(以下「国際事務局」と  
(xx)

いう。)に提出したときは、第四条第三項の規定の適用については、証明書をジュネーブ改

正協定第十条(2)に規定する国際登録の日に特  
許庁長官に提出したものとみなす。

(ii) 第六十条の十一第一項中「ジュネーブ改正協

（xxvii）を「意匠法第六十条の七第二項」に改める。

第六十条の十二第二項中「第一百五条の二の十

「を」第一百五条の二に改め  
同条の次に次の一条を加える。

## (意匠登録の査定の方式の特例)

ての第十九条において準用する特許法第五十

三 第十五条第一項において準用する特許法

一項(第十五五条第一項において準用する)  
三第二項において準用する場合を含む。  
四条の二第一項の規定により手続をする  
することができない理由によりこれらの  
することとなつた者を除く。)

法第四十三条の規定又は第四十(その責めに帰定による手続を

令和三年五月十四日 參議院會議錄第二十二号



知が国際登録簿に記録された時に、同項に規定する送達があつたものとみなす。

第六十八条の十九第一項中「第六十八条の三  
十第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納付  
があつたことを国際登録簿に記録した旨の通報  
が国際事務局から」を「商標登録をすべき旨の査  
定又は審決が」に改める。

第六十八條の三十第一項中「次に掲げる額」を「六千円を超えない範囲内で政令で定める額に一の区分につき四万七千九百円を超えない範囲内で政令で定める額を加えた額に相当する額を国際登録前に」に改め、同項各号及び同条第二項から第四項までを削り、同条中第五項を第二項とし、第六項を第三項とする。

第六十八条の三十五中「場合であつて、当該

第二十一条第一項、第四十一条の三第一項、第六十  
二第三項又は附則第三条第三項の規定により手続をす  
（その責めに帰することができない理由によりこれと  
定による手続をすることとなつた者を除く。）

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

定する表示をいう。次号において同じ。」に改め、同項第三号中「又は」を「植物の新品種、」に、「の保護」を「又は地理的表示の保護」に改める。」

(工業戸有権に關する手続等の特例に關する法律の一部改正)

第六条 工業所有権に關する手続等の特例に關する法律(平成二年法律第三十号)の一部を次のよう改正する。

第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「[予納による納付]」を付し、同条第一項中「納付すべき当該」を「当該」に改め、「[見込額]」以下単に「見込額」という。」を削り、同条第二項中「[特許印紙]」を現金に改め、同項ただし書きを削る。

第十五條の見出しを削り 同条第一項中「特許料等又は手数料の」を削り、「特許料等又は手数料の額の控除し」を「経済産業大臣、特許庁長官、審査官に対する特許等関係法令の規定による手続に際し」に、「が予納した見込額の」を「に係る予納額(同項の規定により予納した額からこの項の規定により控除した額を加算した額)」に、「納付に充てて」を「額の控除を」「額を控除し」「の加算がある」を「から当該特許料等又は手数料の額に相当する金額を控除し」、当該金額を

の審定規納はつと第七項中「組織的に及び共同して」を本則中「特許業務法人」を「弁理士法人」に改める。第八条 弁理士法平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「特許業務法人」を「弁理士法人」に改める。〔弁理士法の一部改正〕  
〔一万八千円〕に改める。  
〔十七万円〕に、「二十二万円」を「二十四万九千円」に改め、同表二の項中「一万三千円」を「一万八千円」に改める。

第八条第三号中「第五十二条の罪又は」を「第五十二条の罪」に、「を犯し」を「種苗法(平成二十年法律第八十三号)第六十七条から第六十九条まで若しくは第七十一条の罪又は特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第八十四号)第三十九条若しくは第四十条の罪を犯し」に改める。

第十五条の二第一項中「第十五条」を「前条」に改める。

第四十三条第一項中「共同して」を削る。

を当該を「の範囲内において、当該手続に係

削る。

四 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)

第一百五条の二の十一第一項及び第二項(同法第六十五条第六項及び実用新案法(昭和

を記載した書面を提出しようとする者からの当該意見の内容(特許法及び実用新案法の適用に関するもの)について、

の適用に関するものに限る)に関する相談 第四条第三項第一号中「又は商標」を「商 示、植物の所品種又は地理的表示(あらゆる商品、

相物の新品种又は地理的表示のある商品に  
関し、その確立した品質、社会的評価その他の  
守護生が当該商品の地理的原産地に生じて歸す

うれる場合において、当該商品が特定の場所、地域又は国を原産地とするものであることを特

足する表示を「**同項第三号中「又は」を「植物の新品种」に改め、**」に改め、「**次号において同じ。」**に改め、

「の保護」を「又は地理的表示の保護」に改め。

第六条中「(昭和三十四年法律第百二十一号)」及び「(昭和三十四年法律第百二十三号)」を削除する。

第八条第三号中「第五十二条の罪又は」を「第

五十二条の罪、「に、「を犯し」を「種苗法(平成  
一年法律第八十三号)第六十七条から第六十九

まで若しくは第七十一条の罪又は特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六

「法律第八十四号）第三十九条若しくは第四十条の罪を犯し」に改める。

第十五条の二第一項中「第十五条」を「前条」に  
改め。

第四十三条第一項中「共同して」を削る。

令和三年五月十四日 參議院會議錄第二十二号

## 特許法等の一部を改正する法律案

六

7 第四十六条中「すべて」を「全て」に改める。  
第四十七条の三に次の一項を加える。

第五十二条第一項に次の一号を加える。

第五十二条第一項を削り、同条第三項中「第

「一項第三号」を「前項第二号」に改め 同項を同

第五十二条の五を第五十二条の六とし、第五十二条の二から第五十二条の四までを一条ずつ繰り下げ、第五十二条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二 弁理士法人の清算人は、社員

第五十五条第二項中「若しくは第六号又は第一項」を「から第七号まで」に改める。

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中商標法第七十条第一項の改正規

二 第一条中特許法第七十一条第三項の改正規定、第八条中弁理士法第十五条の二第二項の改正規定及び附則第九条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

三 第一条中特許法第七十一条第三項の改正規定、同法第一百十二条第二項及び第四項から第六項までの改正規定、同法第一百四十五条に二項を加える改正規定並びに同法第一百五十二条の改正規定、第二条中実用新案法第三十三条の改正規定、第二条中実用新案法第三十三条の改正規定、第二项、第四项及び第五项の改正規定、第三条中意匠法第四条第三項の改正規定、同法第四十四条第二項及び第四项の改正規定、同法第六十条の七の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第六十条の十一第一項の改正規定、同法第六十条の十二の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十条の二十一第一項の改正規定(「ジユネーブ改正協定第一条に規定する」と及び「次項において「国際事務局」という。」)を削る部分に限る。、第四条中商標法第四十一条の二第六項の改正規定、同法第四十三条第一項から第三項までの改正規定、同法第四十三条の六第二項の改正規定及び同法第六十八条の十六第一項の改正規定、第六条の規定(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十五条の三第一項の改正規定を除く。)並びに次条第七項並びに附則第三条第五项、第四条第四项及び第六项、第五条第四项及び第五项並びに第六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

規定、第四条中商標法第二条に一項を加える  
改正規定並びに附則第四条第一項及び第五条  
第一項の規定 公布の日から起算して一年六  
月を超えない範囲内において政令で定める日  
五 第一条中特許法第三十六条の二第六項の改  
正規定、同法第四十一条第一項第一号の改  
正規定、同法第四十三条の一第一項の改正規  
定、同法第四十八条の三第五項の改正規定、  
同法第一百十二条の二第一項の改正規定、同法  
第一百八十四条の四第四項の改正規定、同法第  
百八十四条の十一第六項の改正規定及び同法  
別表中第十九号を第二十号とし、第十一号か  
ら第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号  
の次に一号を加える改正規定、第二条中実用  
新案法第八条第一項第一号の改正規定、同法  
第三十三条の二第一項の改正規定、同法第四  
十八条の四第四項の改正規定及び同法別表中  
第十一号を第十二号とし、第七号から第十号  
までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に一号  
を加える改正規定、第三条中意匠法第四十四  
条の二第一項の改正規定及び同法別表中第九  
号を第十号とし、第三号から第八号までを一  
号ずつ繰り下げ、第二号の次に一号を加える  
改正規定、第五条の規定並びに次条第一項か  
ら第四項まで、第八項、第十項及び第十一項  
並びに附則第三条第一項、第二項及び第六項  
から第八項まで、第四条第二項及び第五項並  
びに第五条第二項、第三項及び第六項から第  
十一項までの規定 公布の日から起算して二  
年を超えない範囲内において政令で定める日  
(特許法の一部改正に伴う経過措置)

下「第五号施行日」という)第三十六条の二(第六項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第五号施行日」という)以後に特許法第三十六条の二(第五項の規定により取り下げられたものとみなされる特許出願について適用し、第五号施行日前に同項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願については、なお従前の例による。

2 第五号改正後特許法第四十一条第一項(第一号括弧書に係る部分に限る)の規定は、同項に規定する先の出願の日から一年を経過した日が第五号施行日以後である場合について適用し、その経過した日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 第五号改正後特許法第四十三条の二(第一項(第五号改正後特許法第四十三条の三(第三項において準用する場合を含む)の規定は、パリ条約(特許法第三十六条の二(第二項に規定するパリ条約をいう。次条第二項及び附則第四条第二項において同じ)第四条C(1)に規定する優先期間を経過した日が第五号施行日以後である場合について適用し、その経過した日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。

4 第五号改正後特許法第四十八条の三(第五項(同条第七項において準用する場合を含む)の規定は、第五号施行日以後に特許法第四十八条の三(第四項(同条第七項において準用する場合を含む)の規定により取り下げられたものとみなされる特許出願について適用し、第五号施行日前に同条第四項(同条第七項において準用する場合を含む)の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願については、なお従前

5	第一条の規定(前条第二号、第三号及び第五号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の特許法(以下「改正後特許法」という。)第九十七条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後にする特許権の放棄に係る登録の申請について適用し、施行日前にした特許権の放棄に係る登録の申請については、なお従前の例による。
6	第一条の規定(前条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の特許法(以下この項において「第二号改正後特許法」という。)第一百五十五条の四及び第一百五十六条の規定を第二号改正後特許法第六十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日前にされた第一条の規定による改正前の特許法(以下この項において「第二号改正前特許法」という。)第一百五十五条の四第一項又は第一百五十五条の五第一項の規定による申立てについても適用する。ただし、第二号改正前特許法第一百五十五条の四又は第一百五十五条の規定により生じた効力を妨げない。
7	第一条の規定(前条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の特許法(次項において「第三号改正後特許法」という。)第一百十二条第二項ただし書の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)前に特許法第一百八条第二項に規定する期間又は第一条の規定(前条第二号及び第五号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の特許法第一百九条若しくは第三号改正前特許法第一百八条の二の規定による納付の猶予の期間を経過した場合であつて、これらの期間内に特許料の納付がなかつたときについて、なお従前の例による。
8	第五号改正後特許法第一百十二条の二第一項の規定は、第五号施行日以後に第三号改正後実用新案法のとみなされる特許権について適用し、第五号施行日前に第一条の規定(前条第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の特許法第一百十二条第四項から第六項までの規定により消滅したもの又は初めから存在しなかつたものとみなされたもの又は初めから存在しなかつたものとみなされた特許権については、なお従前の例による。
9	改正後特許法第一百二十七条(改正後特許法第一百二十条の五第九項及び第一百三十四条の二第九項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に特許法第一百二十条の五第二項又は第一百三十四条の二第一項の訂正の請求及び訂正審判の請求について適用し、施行日前にした同法第一百二十条の五第二項又は第一百三十四条の二第一項の訂正の請求及び訂正審判の請求については、なお従前の例による。
10	第五号改正後特許法第一百八十四条の四第四項の規定は、第五号施行日以後に特許法第一百八十四条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされる国際特許出願について適用し、その経過した日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。
11	第五号改正後特許法第一百八十四条の十一第六項の規定は、第五号施行日前に同項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願については、なお従前の例による。
4	改正後実用新案法第二十六条において準用する
3	第二条の規定(附則第一条第三号及び第五号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の実用新案法(次項において「改正後実用新案法」といいう。)第十四条の二第十三項において「改正後実用新案法」といいう。)第十四条の二第十三項において準用する改正後特許法第一百二十七条の規定は、施行日以後に適用する実用新案法第十四条の二第一項又は第七条の訂正について適用し、施行日前にした同条第一項又は第七項の訂正については、なお従前の例による。
7	第五号改正後実用新案法第四十八条の四第四項の規定は、第五号施行日以後に実用新案法第四十八条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされる国際実用新案登録出願について適用し、第五号施行日前に同項の規定によ

の例による。

は、適用しない。

5 第一条の規定(前条第二号、第三号及び第五号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の特許法(以下「改正後特許法」という。)第九十七条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後にする特許権の放棄に係る登録の申請について適用し、施行日前にした実用新案権の放棄に係る登録の申請については、なお従前の例による。

6 第二条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の実用新案法(以下この項において「第五号改正後実用新案法」といいう。)第三条(実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

し、第五号施行日前に同項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願について適用されることは、なお従前の例による。

(実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

る改正後特許法第九十七条第一項の規定は、施行日以後にする実用新案権の放棄に係る登録の申請について適用し、施行日前にした実用新案権の放棄に係る登録の申請については、なお従前の例による。

7 第二条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の実用新案法(以下この項において「第五号改正後実用新案法」といいう。)第三条(実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の実用新案法(以下この項において「第五号改正後実用新案法」といいう。)第三条(実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

5 第二条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の実用新案法(以下この項において「第五号改正後実用新案法」といいう。)第三条(実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

6 第二条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の実用新案法(以下この項において「第五号改正後実用新案法」といいう。)第三条(実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

7 第二条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の実用新案法(以下この項において「第五号改正後実用新案法」といいう。)第三条(実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

令和三年五月十四日 參議院会議録第二十二号

## 特許法等の一部を改正する法律案

り取り下げられたものとみなされた国際実用新案登録出願については、なお従前の例による。

二項において準用する第五号改正後特許法第百八十四条の十一第六項の規定は、第五号施行日以後この用法第百四十八条の十五第二項による

以後は実用新案法第四十一条の十五第二項において準用する特許法第二百八十四条の十一第五項の規定により取り下げられたものとみなされる

第三条の規定(附則第一条第三号から第五号までに掲げる改正規定を除く。)による改正後の意匠法第三十六条规定する改正後特許法第九十七条第一項の規定は、施行日以後にす  
る意匠権の放棄に係る登録の申請について適用し、施行日前にした意匠権の放棄に係る登録の申請については、なお従前の例による。

(商標法の一部改正に伴う経過措置)  
第五条 第四条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の商標法第二条第三項及び第七項、第二十六条第三項、第三十七条、第六十七条並びに第七十四条の規定は、第四号施行日以後にした行為について適用し、第四号施行日前にした行為については、な  
お従前の例による。

5 第三号改正後商標法第四十三条规定第三項ただし書の規定は、第三号施行日前に商標法第四十二条の二第五項に規定する後期分割登録料を納付すべき期間を経過した場合であつて、その期間内にその登録料の納付がなかつたときについては、適用しない。

6 第五号改正後商標法第六十五条の三第三項の規定は、第五号施行日以後に商標法第六十五条の三第二項に規定する出願の期間を経過する重

施行日前に実用新案法第四十八条の十五第二項において準用する特許法第百八十四条の十一第一五項の規定により取り下げられたものとみなさ  
しに因る旨を記載する。これにて、(略)

(意匠法の一部改正に伴う経過措置) 前の例による。

四十四条第二項ただし書の規定に  
日前に意匠法第四十三条第二項に規定する期間  
を経過した場合であつて、その期間内に登録料金  
の納付がなかつたときについては、適用しな  
い。

のとみなされる商標権について適用し、第五号施行日前に同項の規定により消滅したもののみなされた商標権については、なお従前の例による。

第五号施行日前に第五条の規定による改正前  
の商標法第六十八条の三十第一項第一号に規定  
する個別手数料を納付した者又は納付すべきで  
あつた者についての同号及び同項第二号に規定  
する個別手数料については、第五号改正後商標  
法第六十八条の三十第一項の規定にかかるわざ

五十五条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次条第一項において「第四号施行日」という。)以後にした行為について適用

第五号改正後意匠法第四十四条の二第一項の規定は、第五号施行日以後に第三号改正後意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされる意匠権について適用し、第五号施行日前に第三条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の意匠法第

規定は、第五号施行日以後に第四条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の商標法(以下この条において「第三号改正後商標法」という。)第四十一条の一第六項の規定により消滅したものとみなされる商標権について適用し、

法第六十八條の三十一項の規定にかかるわざず、なお従前の例による。

第一条の規定(附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の意匠法(以下この条において「第五号改正後意匠法」という。)第十五条第一項において準用する第五号改正後特

四十四条第三項又は第二号改正後意匠法第四十一条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権については、なお従前の例による。  
第三号改正後意匠法第六十条の七第二項の規定は、第三号施行日以後にする意匠の国際登録

第五号施行日前に第四条の規定による改正前の商標法第四十一条の一第六項又は第三号改正後商標法第四十一条の二第六項の規定により消滅したものとみなされた商標権については、なお従前の例による。

9 二の規定にかかるらず、なお従前の例による。  
第七項の規定によりその個別手数料についての規定にかかるらず、なお従前  
の従前の例によることとされた国際登録に係る国際商標登録出願についての商標権の設定の登録については、第五号改正後商標法第六十八  
条の十九第一項の規定にかかるらず、なお従前

後特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定は、パリ条約第四条C(1)に規定する優先期間を経過した日が第五号施行日以後である場合について適用し、その経過し

条(6)に規定する国際出願(以下この項において「国際出願」という。)について適用し、第三号施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。

書及び第二項たゞし書の規定は、第三号施行日前に商標法第二十条第二項に規定する期間を経過した場合であつて、その期間内に登録料の納付がなかつたときについては、適用しない。

10 の例による。

八条の三十三第一項の規定による商標登録出願についての商標権の設定の登録については、第五号改正後商標法第六十八条の三十五の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 第五号改正後商標法附則第三条第三項の規定は、第五号施行日以後に商標法附則第三条第二項に規定する申請の期間を経過する書換登録の申請について適用し、第五号施行日前に同項に規定する申請の期間を経過した書換登録の申請については、なお従前の例による。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第六条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る)による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(以下この条において「第三号改正前特例法」という。)第十四条第一項及び第二項本文並びに第十六条第三号改正前特例法第十四条第一項及び第二項本文に係る部分に限る)の規定は、第三号施行日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、なおその効力を有する。

2 第三号改正前特例法第十四条第一項及び第二項本文(第三号改正前特例法第十六条において準用する場合を含む)の規定並びに前項の規定によりなおその効力を有するものとされるこれらの規定により予納をした場合については、第三号改正前特例法第十四条第三項及び第四項、第十五条並びに第十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「第十四条から前条まで」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二号)附則第六条第二項の規定によりなおその効力を有す

ることとされた同法第六条の規定(同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る)による改正前の第十四条第三項及び第四項並びに第十五条の二第一項及び前条第一項中「当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは「代理人であつて本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者が」と読み替えることあるのは「読み替える」とする。

(弁理士法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第八条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の弁理士法(以下この条において「改正後弁理士法」という。)第八条第三号の規定(種苗法(平成十年法律第八十三条)及び特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第八十四号)に係る部分に限る)は、施行日以後にした行為により同号に規定する刑に処せられた者について適用する。

2 施行日前に第八条の規定による改正前の弁理士法(以下この条において「改正前弁理士法」という。)第五十二条第一項の規定により解散した特許業務法人は、施行日以後その清算が結了するまで(解散した後三年以内に限る)の間に、その社員が当該特許業務法人を継続する旨を日本弁理士会に届け出ることにより、当該特許業務法人を継続することができる。この場合において、同条中「第十四条から前条まで」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律(令和三年法律第二号)附則第六条第二項の規定によりなおその効力を有す

ることとされた同法第六条の規定(同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る)による改正前の第十四条第三項及び第四項並びに第十五条の二第一項及び前条第一項中「当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは「代理人であつて本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者が」と読み替えることあるのは「読み替える」とする。

3 改正前弁理士法の規定による特許業務法人であつて改正後弁理士法の施行の際現に存するもの(以下この条において「旧特許業務法人」とい

う)は、施行日以後は、この項から第十三項までの定めるところにより、改正後弁理士法の規定による弁理士法人として存続するものとする。

4 この法律の施行前に生じた事実に基づく前項の規定により存続する弁理士法人に対する懲戒の処分については、なお従前の例による。

5 第三項の規定により存続する弁理士法人であつて第十項に規定する名称の変更をしていないものは、改正後弁理士法第三十八条の規定にかかわらず、その名称中に特許業務法人という文字を用いなければならない。

6 前項の規定によりその名称中に特許業務法人という文字を用いる第三項の規定により存続する弁理士法人(以下この条において「特例特許業務法人」という)は、その名称中に弁理士法人という文字を用いてはならない。

7 特例特許業務法人以外の者は、その名称又は商号中に、特例特許業務法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

8 次のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六項の規定に違反して、弁理士法人といふ文字をその名称中に用いた者

二 前項の規定に違反して、特例特許業務法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者

9 改正前弁理士法の規定による旧特許業務法人の登記は、改正後弁理士法の相当規定による第三項の規定により存続する弁理士法人の登記とみなす。

10 特例特許業務法人は、第六項の規定にかかるまで、施行日から起算して一年を経過する日ま







官 報 (号外)

令和三年五月十四日 参議院会議録第二十二号

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案

<p>特定船舶導入促進基本方針及び実施方針に適合し、かつ、導入促進業務を適正かつ確實に実施するために十分なものであることを。</p> <p>三 人的構成に照らして、導入促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。</p>	
<p>2 前項の規定による指定(以下「指定」という)を受けようとする者は、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、特定船舶導入促進基本方針及び実施方針に即して導入促進業務に関する規程(次項及び第三十九条の二十七において「業務規程」という。)を定め、これを指定申請書に添えて、国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。</p>	
<p>3 業務規程には、導入促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の国土交通省令・財務省令で定める事項を定めなければならぬ。</p>	
<p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>この法律、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p>	
<p>二 第三十九条の三十二第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるも</p>	
<p>口 指定を受けた者(以下「指定金融機関」という。)が第三十九条の三十二第二項又是第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十年以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの</p>	
<p>(指定の公示等)</p>	
<p>第三十九条の二十六 国土交通大臣及び財務大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る指定金融機関の商号又は名称、住所及び導入促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。</p>	
<p>2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は導入促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び財務大臣に届け出なければならない。</p>	
<p>3 国土交通大臣及び財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。</p>	
<p>(業務規程の変更の認可等)</p>	
<p>第三十九条の二十七 指定金融機関は、業務規程を変更するときは、あらかじめ、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならぬ。</p>	
<p>2 国土交通大臣及び財務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。</p>	
<p>3 国土交通大臣及び財務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。</p>	
<p>(監督命令)</p>	
<p>第三十九条の三十 國土交通大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、導入促進業務に關し監督上必要な命令をすることがで</p>	
<p>の イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として国土交通省令・財務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者</p>	
<p>口 指定を受けた者(以下「指定金融機関」という。)が第三十九条の三十二第二項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十年以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの</p>	
<p>(協定)</p>	
<p>第三十九条の二十八 公庫は、導入促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。</p>	
<p>一 指定金融機関が行う導入促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項</p>	
<p>二 指定金融機関は、その財務状況及び導入促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。</p>	
<p>三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う導入促進業務及び公庫が行う導入促進円滑化業務の内容及び実施方法その他の國土交通省令・財務省令で定める事項</p>	
<p>2 公庫は、前項の協定を締結するときは、あらかじめ、國土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。</p>	
<p>(帳簿の記載)</p>	
<p>第三十九条の二十九 指定金融機関は、導入促進業務について、國土交通省令・財務省令で定めるところにより、帳簿を備え、國土交通省令・財務省令で定める事項を記載し、これを保管しなければならない。</p>	
<p>2 國土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。</p>	
<p>3 國土交通大臣及び財務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。</p>	
<p>(業務の休廃止)</p>	
<p>第三十九条の三十一 指定金融機関は、導入促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、國土交通省令・財務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を國土交通大臣及び財務大臣に届け出なければならない。</p>	
<p>2 國土交通大臣及び財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。</p>	
<p>3 國土交通大臣及び財務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。</p>	
<p>(業務の休廃止)</p>	
<p>第三十九条の三十二 指定金融機関は、導入促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、國土交通省令・財務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を國土交通大臣及び財務大臣に届け出なければならない。</p>	
<p>2 國土交通大臣及び財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。</p>	
<p>3 國土交通大臣及び財務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。</p>	
<p>(指定の取消し等に伴う業務の結了)</p>	
<p>第三十九条の三十三 指定金融機関について、</p>	

きる。

(業務の休廃止)

第三十九条の三十一 指定金融機関は、導入促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、國土交通省令・財務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を國土交

通大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

第三十九条の三十二 指定金融機関は、導入促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、國土交通省令・財務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を國土交

通大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

第三十九条の三十三 指定金融機関について、

第三十九条の三十一 指定金融機関は、導入促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、國土交通省令・財務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を國土交

通大臣及び財務大臣に届け出なければならない。



及び第七十三條第一号の項中「第二十九条の三十四第二項」を「第三十九条の三十五第二項」に改め、同表第七十三條第三号の項中「第三十九条の二十三」を「第三十九条の二十四」に改め、同表第七十三條第七号の項中「第二十九条の三十四第二項」を「第三十九条の三十五第二項」に改め、同条を第三十九条の三十五とする。

特定船舶導入計画(第三十九条の二十第三項)  
第二号に掲げる事項が記載されているものに  
限る。)について同条第四項の認定を受けたと  
きは、当該特定船舶導入計画に記載された遠  
隔支援業務に係る事業場については、船舶安  
全法第六条ノ四第一項の認定があつたものと

法第二条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業（定期航送の用に供される船舶の貸渡し（定期航送船を含み、主として港湾運送事業（港湾運送事業法に規定する港湾運送事業をいい、同法第三十三条の二第一項の運送

第六号」を「から第七号まで」に改める。

第七条第二項中「のいすれか」を削り、「又は  
第八条第一項中「船舶の貸渡しをする事業の  
めに必要と認められる国土交通省令で定め  
る基準に適合する財産的基礎を有していな  
いとき。

第五十二条第三号中「第三十九条の二十九」を

第三項」を「第三十九条の三十二第三項」に改め、同条を第三十九条の三十四とする。

二十五第四項第二号を第三十九条の二十六第一項第一号に改め、同条を第三十九条の三十二とし、第三十九条の三十一を第三十九条の三十二とし、第三十九条の二十六から第三十九条の三十までを一条ずつ繰り下げる。

第三十九条の二十五第二項中「第三十九条の二十七」を「第三十九条の二十八」に改め、同条

第四項第一号及び第三号口中「第三十九条の三十二第一項」を「第三十九条の三十三第一項」に改め、同条を第三十九条の二十六とし、第三十九条の二十四を第三十九条の二十五とする。

第三十九条の二十三中「第三十九条の二十五  
第四項第三号口」を「第三十九条の二十六第四項

第三号口」に、「第三十九条の二十八第一項及び第三十九条の三十四」を「第三十九条の二十九第

一項及び第三十九条の三十五」に改め、同条を第三十九条の二十四とする。

第三十九条の二十二を第三十九条の二十三とし、第三十九条の二十一の次に次の一条を加え  
る。

(船舶安全法の特例)  
第三十九条の二十一 船舶運航事業者等がその

令和三年五月十四日 參議院會議錄第二十二号

特定船舶導入計画(第三十九条の二十第三項  
第二号に掲げる事項が記載されているものに限り  
る。)について同条第四項の認定を受けたときは、当該特定船舶導入計画に記載された遠  
隔支援業務に係る事業場については、船舶安  
全法第六条ノ四第一項の認定があつたものと  
みなす。

第五十二条第三号中「第三十九条の二十九」を  
「第三十九条の三十」に改め、同条第四号中「第  
三十九条の三十一第一項」を「第三十九条の三十二  
第二項」に改め、同条第五号中「第三十九条の三  
三十五」を「第三十九条の三十六」に改め、同条  
第六号中「第三十九条の三十六第一項」を「第三  
十九条の三十七第一項」に改める。

第五十五条中「第三十九条の二十四第二項又  
は第三十九条の二十八第二項」を「第三十九条の  
二十五第二項又は第三十九条の二十九第二項」  
に改める。

(内航海運業法の一部改正)

第三条 内航海運業法(昭和二十七年法律第百五  
十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項を次のように改める。

2 この法律において「内航海運業」とは、次の  
各号のいずれかに該当する事業をいう。

一 内航運送をする事業(次に掲げる事業を  
除く。以下同じ。)

イ 海上運送法(昭和二十四年法律第百八  
十七号)に規定する旅客定期航路事業及  
び旅客不定期航路事業

ロ 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第  
百六十一号)に規定する港湾運送事業  
ハ 港湾運送事業法第二条第四項の規定に  
より指定する港湾以外の港湾において同

法第二条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業（定期傭船を含み、主として港湾運送事業（港湾運送事業法に規定する港湾運送事業をいい、同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。次号において同じ。）の用に供される船舶の貸渡し及び同号に規定する船舶の管理をする者が行う船舶の貸渡しを除く。第四条第一項第四号及び第六条第一項第五号において単に「船舶の貸渡し」という。）をする事業

三 内航運送の用に供される船舶の貸渡し（定期傭船を含み、主として港湾運送事業（港湾運送事業法に規定する港湾運送事業をいい、同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。次号において同じ。）の用に供される船舶の貸渡し及び同号に規定する船舶の管理をする者が行う船舶の貸渡しを除く。第四条第一項第四号及び第六条第一項第五号において単に「船舶の貸渡し」という。）をする事業

めに必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有していな  
いとき。  
第七条第二項中「のいずれか」を削り、「又は第六号」を「から第七号まで」に改める。  
第八条第一項中「(船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。以下この条から第九条まで及び第二十五条の三において同じ。)」を「のうち、内航運送をする事業を行う者(以下「内航運送をする内航海運業者」という。)」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「内航海運業者」を「内航運送をする内航海運業者」に改める。  
第十二条から第二十条までを削り、第十一条を第十四条とし、第十条を第十三条とする。  
第九条中「内航海運業者」を「内航運送をする内航海運業者」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。  
(船員の過労の防止)

除く。第四条第一項第四号、第六条第一項第六号及び第十五条において単に「船舶の管理」という。)をする事業

第六条第一項第二号中「第二十三条第一項」を  
第十七条第一項に改め、同項第五号中「申請  
者」を「内航運送をする事業又は船舶の貸渡しを  
する事業に係る申請にあつては、申請者」に改  
め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号  
の次に次の一号を加える。

第七条第二項中「のいすれか」を削り、「又は第六号」を「から第七号まで」に改める。

第八条第一項中「(船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。以下この条から第九条まで及び第二十五条の三において同じ。)」を「のうち、内航運送をする事業を行う者(以下「内航運送をする内航海運業者」という。)」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「内航海運業者」を「内航運送をする内航海運業者」に改める。

第十二条から第二十条までを削り、第十一条を第十四条とし、第十条を第十三条とする。

第九条中「内航海運業者」を「内航運送をする内航海運業者」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(船員の過労の防止)

第十二条 内航運送をする内航海運業者は、船員の労働時間を考慮した適切な運航計画(運航日程その他の船舶の運航に係る事項に関する計画)を立てる。第二十条第一項において同じ。)の作成その他の船員の過労を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 内航運送をする内航海運業者は、前項の措置を講ずるに当たつては、船員法(昭和二年法律第二百号)第六十七条の二(第四項の規定による船舶所有者の意見を尊重しなければならない。

第八条の二中「内航海運業者及び」を「内航運送をする内航海運業者及び内航運送をする事業について」に改め、「(船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。)」を削り、同条を第十条



## 第一章 総則

第一条を次のように改める。

### (目的)

第一条 この法律は、我が国の造船に関する事業が我が国の安定的な海上輸送の確保及び海洋の安全保障に貢献し、並びに地域の経済の活性化に寄与していることに鑑み、造船に係る施設の新設等の許可制度等を設けることにより造船技術の向上を図り、あわせて造船に関する事業の円滑な運営を期するとともに、事業基盤の強化に関し、計画の認定制度を設けること等により、造船に関する事業の健全な発展を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第一条の次に次の章名を付する。

### 第二章 造船技術の向上等

第二条第一項中「ドック」を「ドック」に改め、同条第二項中「譲受」を「譲受け」に、「借受」を「借受け」に、「引渡す」を「引渡し」に、「一箇月」を「一月」に改める。

第三条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「ドック」を「ドック」に、「あつて」を「あって」に改める。

第三条の二第一項中「左の」を「次の」に、「基準に」を「基準のいすれにも」に、「あつた」を「あつた」に、「第二条又は前条」を「第二条第一項又は前条第一項」に改め、同項第一号中「よつて」を「よつて」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「よつて」を「よつて」に、「わが国」を「我が国」に、「ひき起す處」を「引き起こすおそれ」に改め、同条第二項第一号中「第二条

又は前条」を「第二条第一項又は前条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「左に」を「次に」に、「一箇月」を「二月」に改め、同条第二項中「二箇月」を「二月」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

第八条中「第六条第一項各号」を「第五条第一項各号」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「第六条第一項各号」を「第五条第一項各号」に改め、同条を第八条とする。

第十条第一項中「き装品」を「簡装品」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第三章 事業基盤の強化  
(事業基盤強化の促進に関する基本方針)  
第十条 国土交通大臣及び財務大臣(財務大臣にあつては、第三項第四号に掲げる事項に限る。)は、事業基盤強化の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 前項の「事業基盤強化」とは、船舶又は船体、船舶用機関若しくは機器、部品若しくはこれらの部分品若しくは附属品(以下「船舶等」という。)の製造又は修繕をする事業を営む者(以下「造船等事業者」という。)がその事業の全部又は一部の生産性を相当程度向上させることを目指した事業活動のうち次の各号のいずれかに該当するものであつて、船舶等の品質の向上を図ることを目的とした事業活動をいふ。

ハ 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入により、船舶等の生産に係る費用を相当程度低減すること。

二 前号の事業活動と併せて行うものであつて、次に掲げる措置のいすれかによる事業の全部又は一部の構造の変更(当該造船等事業者の関係事業者(事業者であつて、造船等事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして国土交通省令で定める関係を有するものをいう。以下この号)次条第三項第一号及び第三十条において同じ。)が行う事業の構造の変更を含む。を行うものである。」と。

イ 合併 ツ 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄

ル 有限責任事業組合(有限責任事業組合契約に関する法律平成十七年法律第四十号)第二条に規定する有限責任事業組合をいつ。)に対する出資

ヲ 会社の設立又は清算

リ 関係事業者の株式又は持分の譲渡(当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。)

ト 出資の受入れ

チ 他の会社の株式又は持分の取得(当該

他の会社が関係事業者である場合又は当いすれかを行うものであること。

イ 新たな船舶等の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供により、生産若しくは販売に係る船舶等の構成又は提供に係る役務の構成を相当程度変化させること。

ト 出資の受入れ

チ 他の会社の株式又は持分の取得(当該

他の会社が関係事業者である場合又は当いすれかを行うものであること。

チ 他の会社の株式又は持分の譲渡(当該

他の会社が関係事業

二 事業基盤強化の実施方法に関する事項		業基盤強化の内容並びにそれらの実施時期
四 事業基盤強化を行うために必要な資金の調達の円滑化に関する株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)及び第十七条第四項第一号に規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項		四 事業基盤強化を行うために必要な資金の額及びその調達方法
五 前各号に掲げるもののほか、事業基盤強化の促進のために必要な事項		五 事業基盤強化に伴う労務に関する事項
六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。		六 前各号に掲げるものほか、国土交通省令で定める事項
七 事業基盤強化計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。		三 事業基盤強化による地域の経済の活性化に関する事項
八 事業基盤強化計画に係る事業基盤強化計画が次の事項を記載することとする。		二 関係事業者が当該造船等事業者の事業基盤強化のために行う措置に関する計画
九 事業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三条に規定する事業再編計画に関する事項		三 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三条に規定する事業再編計画に関する事項
十 国土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業基盤強化計画が次の各号(前条第二項第二号に該当する事業活動を行おうとする場合以外の場合は、第四号を除く。次条第三項において同じ。)のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。		四 國土交通大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業基盤強化計画が次の各号(前条第二項第二号に該当する事業活動を行おうとする場合以外の場合は、第四号を除く。次条第三項において同じ。)のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。
十一 事業基盤強化計画には、次に掲げる事項(前条第二項第一号に該当する事業活動を行おうとする場合以外の場合における場合は、第五号を除く。)を記載しなければならない。		五 事業基盤強化計画に係る事業基盤強化による生産性及び財務内容
十二 事業基盤強化による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標		三 事業基盤強化による生産性の向上及び船舶等の品質の向上に資する取組その他の事



イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として国土交通省令・財務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定を受けた者(以下「指定金融機関」という。)が第二十四条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合に

おいて、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内に

その指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

(指定の公示等)

第十八条 国土交通大臣及び財務大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る指定金融機関の商号又は名称、住所及び事業基盤強化促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は事業基盤強化促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

3 國土交通大臣及び財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

(業務規程の変更の認可等)

第十九条 指定金融機関は、業務規程を変更するときは、あらかじめ、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

2 國土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関の業務規程が事業基盤強化促進業務の適正

かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第二十条 公庫は、事業基盤強化促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び事業基盤強化促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う事業基盤強化促進業務及び公庫が行う事業基盤強化促進円滑化業務の内容及び実施方法その他の国土交通省令・財務省令で定める事項

2 公庫は、前項の協定を締結するときは、あらかじめ、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(帳簿の記載)

第二十一条 指定金融機関は、事業基盤強化促進業務について、国土交通省令・財務省令で定めることにより、帳簿を備え、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令・財務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十二条 國土交通大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、事業基盤強化促進業務に係る監督上必要な命令をすることが

できる。

(業務の休廃止)

第二十三条 指定金融機関は、事業基盤強化促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び財務大臣に届け出なければならぬ。

2 國土交通大臣及び財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関が事業基盤強化促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第二十四条 國土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が第十七条第四項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 事業基盤強化促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

3 國土交通大臣及び財務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第二十五条 指定金融機関について、第二十三

条第三項の規定により指定がその効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であつた者又は当該指定金融機関の一般承継人は、当該指定金融機関が行つた

事業基盤強化促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(株式会社日本政策金融公庫法の適用)

第二十六条 事業基盤強化促進円滑化業務が行われる場合における公庫の財務及び会計並びに主務大臣については、事業基盤強化促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成

二十二年法律第三百八号)第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなして、同法第十七條(同条の表第十一条第一項第五号の項、第五十八条及び第五十九条第一項の項、第七十一条の項、第七十三条第一号の項、第七十三条第三号の項、第七十三条第七号の項及び附則第四十七条第一項の項に係る部分を除く。)の規定により読み替えられた株式会社日本政策金融公庫法の規定を適用する。この場合において、同表第六十四条第一項の項中「經濟産業大臣」とあるのは、「国土交通大臣」

とする。

2 前項に規定するもののほか、事業基盤強化促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、

必要な技術的読替えは、政令で定める。

四

第三十条 國土交通大臣は、認定事業基盤強化事業者に対して、認定事業基盤強化計画の実施状況及び該認定事業基盤強化事業者又はその関係事業者が製造又は修繕をする船舶等に関する事項について報告を求めることができることとする。

一条に改め、同条第三項第四号中「第十七条第一項第三号口」を「第十八条第四項第三号口」に改める。

三 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六  
条四第一項に規定する遠隔支援業務及び  
その業務に係る事業場に関する事項

第十一一条第四項第七号中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 事業基盤強化計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

第十三一条中「次条」の下に「及び第十五条」を加える。

第三十八条中「第十六条第二項又は第二十条  
第二項」を「第十七条第二項又は第二十二条第二

項」に改め、同条を第三十九条とし、第三十七条を第三十八条とし、第三十六条を第三十七条

3 その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

本則に次の一条を加え

項の規定に違反して、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受ける場合では、当該基

方目の誤りを受けたがこの場合には反行為をした公庫の取締役又は執行役

万円以下の過料に処す

**第五条** 造船法の一部を次のように改正する。

第三章 第三節 第三十二條 第三十三條 第三十四條

三十一条・第三十三条】を【第三十三条・第三十四条】に、「第三十四条—第三十八条】を【第三十

五条――第三十九条」に改める。

第十條第二項第二号中「第三十條」を「第三十

卷之三

改正する法律案



い。

第六十七条の次に次の二条を加える。

(労務管理責任者)

第六十七条の二 船舶所有者は、前条第一項の

記録簿の作成及び備置きその他の船員の労務

管理に関する事項であつて国土交通省令で定

められたものを管理させるため、労務管理責任者

を選任しなければならない。

労務管理責任者は、船員の労働時間、作業

による心身への負荷その他の船員の状況に鑑

み、労働時間の短縮、休日又は有給休暇の付

与、乗り組む船舶の変更その他国土交通省令

で定める措置を講ずる必要があるときは、船

舶所有者に対しその旨の意見を述べるものと

する。

船舶所有者は、前項の規定による労務管理

責任者の意見を勘案し、その必要があると認

めるときは、国土交通省令で定めるところに

より、船員の健康状態その他の実情を考慮し

て、同項の措置のうち適切なものを講じなけ

ればならない。

船舶所有者は、前項の措置を講ずるため運

航計画(内航海運業法(昭和二十七年法律第百

五十一号)第十二条第一項に規定する運航計

画をいう)の作成及び実施に関する事項につ

いて変更の必要があると認めるときは、当該

船舶が乗り組む船舶の運航の管理を行う同法

第八条第一項に規定する内航運送をする内航

海運業者に対し意見を述べなければならな

い。

船舶所有者は、労務管理責任者について、

必要な研修を受けさせることその他の第一項

に規定する事項を管理するための知識の習得

及び向上を図るための措置を講ずるよう努め

なければならない。

第六十八条第一項中「次に掲げる」を「人命、

船舶若しくは積荷の安全を図るために人命若

しくは他の船舶を救助するため緊急を要する」

に、「これらの」を「当該」に改め、同項各号を削

り、同条第二項中「前項各号に掲げる」を「前項

の」に改める。

第六十八条第二項及び第八十八条の五中「第

六十八条第一項第一号」を「第六十八条第一項

に改める。

第六百条の三第一項第十一号中「記載された帳

簿が備え置かれ」を「記録簿に記載され」に改め

る。

第六百条の三第一項第十一号中「記載された帳

簿が備え置かれ」を「記録簿に記載され」に改める。

第六百十六条第二項たゞし書中「二年」を「五年」

に改める。

第六百十七条中「退職手当」を「給料その他の報

酬」に改める。

第六百二十六条第一項中「第六十六条の二又

は第六十七条第二項」を「又は第六十六条の二又

に改め、同条第八号を削る。

第六百二十九条及び第六十条中「ときは」の下

に「当該違反行為をした者は」を加える。

第六百三十一条の二中「場合には」の下に「当該

違反行為をした者は」を加える。

第六百三十一条中「場合には」の下に「当該違

反行為をした者は」を加える。

第六百三十二条第一項中「ときは」の下に「当該違

反行為をした者は」を加える。

第六百三十三条第一項中「ときは」の下に「当該違

反行為をした者は」を加える。

第六百三十四条第一項中「第六十六条の二又

は第六十七条第二項」を「又は第六十六条の二又

に改め、同条第八号を削る。

第六百三十五条第一項中「第六百三十二条第一

号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 第三十七条の規定による届出をせず、又

は虚偽の届出をしたとき。

第六百三十二条中「次の各号のいずれかに該當

する」を「第六百三十二条第一項による処分に違

反したときは、当該違反行為をして」に改め、

同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

第五百二十条の三第四項の規定による処分に

違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円

以下の罰金に処する。

第六百三十三条第一号を削り、第二号を第一

号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り

上げ、第六号から第八号までを削り、第九号を

第五号とし、第十号及び第十一号を削り、第十

二号を第六号とし、第十三号から第十五号まで

を六号ずつ繰り上げ、同条に次の二項を加え

る。

次の各号のいずれかに該当する場合には、

当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰

金に処する。

一 第九十七条の規定による就業規則の作成

若しくは届出をせず、又は虚偽の届出をし

たとき。

二 第九十八条の規定に違反したとき。

三 第九十九条の規定による命令に違反した

とき。

虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、報告

をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り

若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避

し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは

虚偽の陳述をしたとき。

第六百三十三条の二を削る。

第六百三十五条第一項中「第六百三十二条第一

号とし、第六号から第八号ま

で、第十号若しくは第十一号」を「第六百三十二条第一項又は第六百三十三条第一号、第六号から第八号まで、第十号若しくは第十一号」を「第六百三十二条第一項」に改める。

第六百三十三条第一項中「第六百三十三条第六号から第八号まで又は第十一号」を「第六百三十三条第二項(第四号を除く。)」に改める。

第六百三十六条第一項中「第六百三十六条第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をして」に改め、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

四 第百三十六条第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をして」に改め、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

本則に次の二項を加える。

第五百三十六条第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をして」に改め、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

本則に次の一項を加える。

第六百三十六条第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をして」に改め、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

本則に次の一項を加える。





変更」とあるのは「休日の付与」と、「船舶所有者」とあるのは「派遣先の船舶所有者」と、同条第三項中「同項の措置」とあるのは「船員職業安定法第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される前項の措置」とする。

第九十一条中「第十一條第一項」の下に「第十二条の二第二項、第十二条の三第一項、第十二条の四第二項」を、「同法第十二条第一項」の下に「及び第十二条の三第一項」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行ふ労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例)

第九十二条の二 船員派遣の役務の提供を受けた者がその指揮命令の下に労働させる派遣船員の当該船員派遣に係る就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船員を雇用する事業主とみなして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第十条(同法第六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む)、第二十条の二、第二十三条の二、第二十五条及び第二十五条の二第二項の規定を適用する。この場合において、同法第二十五条第一項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の適用に関する特例)

第九十二条の三 船員派遣の役務の提供を受けた者がその指揮命令の下に労働させる派遣船員の当該船員派遣に係る就業に関しては、当

該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船員を雇用する事業主とみなして、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二条)第三十条の二第一項及び第三十条の三第二項の規定を適用する。この場合において、同法第三十条の二第一項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。

第九十六条第一項中「無料船員職業紹介事業者」の下に「求人者」を加え、「及び無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者」に改める。

第九十七条中「無料船員職業紹介事業者」の下に「求人者」を、「無料船員労務供給事業者」の下に「船員労務供給を受けようとする者」を加える。

第九十八条の見出しを「(改善命令等)」に改め、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該求人者又は船員労務供給を受けようとする者に対し、第十五条第三項(第四十二条第一項において準用する場合を含む)又は第十六条第一項中「行う者」の下に「求人者、船員労務供給を受けようとする者」に改める。

第百三条第一項を削り、同条第二項中「第五号」の下に「から第八号まで」を加え、同項を二条第一項及び第五十二条において準用する場合を含む。第二号及び第三号において同じ。)又は第十六条第一項若しくは第二項(これらの規定を第四十号)の規定の違反を是正するために必要な措置又はその違反を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

一 求人が第十五条第二項(第四十二条第一項)のいづれかに該当しているときは、許可を取り消すことができる。

一項において準用する場合を含む)の規定による求めに對して事實に相違する報告をしたとき。

二 求人者又は船員労務供給を受けようとする者が第十六条第一項又は第二項の規定に違反しているとき。

三 求人者又は船員労務供給を受けようとする者が第十五条第三項又は第十六条第一項若しくは第二項の規定に違反して前条の規定による指導又は助言を受けたにもかかわらず再びこれらの規定に違反するおそれがあると認めるとき。

3 国土交通大臣は、船員の募集を行う者(募集受託者を除く)に対し第一項の規定による命令をした場合又は前項の規定による勧告をした場合において、当該命令又は勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第百十三条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第一号中「者」を「行つたとき」に、「従事した者」を「従事したとき」に改める。

第百十三条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第一号中「者」を「行つたとき」に、「従事した者」を「従事したとき」に改め、同条第二号から第六号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第七号中「第九十八条」を「とき」に改め、同条第七号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第七号とする。

第百十三条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第一号中「者」を「行つたとき」に、「従事した者」を「従事したとき」に改め、同条第二号から第六号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第七号中「第九十八条」を「とき」に改め、同条第七号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第十号とする。

九 虚偽の条件を提示して、地方運輸局長又は船員職業紹介を行いう者に求人の申込みを行つたとき。

第百十四条中「該当する」の下に「場合には、

<p>当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「備え置かなかつた者」を備え置かなかつたとき」に、「作成した者」を「作成したとき。」に改め、同条第二号から第六号までの規定中「者」を「とき。」に改める。</p> <p>第一百六条第一号中「第三十五条」を「第三十 六条」に改める。</p> <p><b>附則</b></p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第八条の規定 公布の日</p> <p>二 第一条及び第四条の規定並びに附則第六 条、第十三条及び第十四条(登録免許税法昭 和四十二年法律第三十五号)別表第一第一百二 十八号の改正規定に限る。)の規定 公布の日 から起算して三月を超えない範囲内において 政令で定める日</p> <p>三 第二条、第五条及び第六条の規定並びに附 則第十四条(登録免許税法別表第一第一百二十 八号の改正規定を除く。)及び第十五条の規 定 公布の日から起算して六月を超えない範 囲内において政令で定める日</p> <p>四 第七条中船員法第六十八条の改正規定及び 附則第四条第四項の規定 公布の日から起算 して二年を超えない範囲内において政令で定 める日</p> <p>(内航海運業法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二条 この法律の施行の際現に船舶の管理をす る事業(第三条の規定による改正後の内航海運 業法(以下この条及び次条において「新内航海運 業法」という。)第二条第二項第三号に規定する ものをいう。以下この条において同じ。)を営ん でいる者(第三条の規定による改正前の内航海 運業法(以下この条において「旧内航海運業法」と いう。)第三条第一項の登録を受けた者を除 く。)は、この法律の施行の日(次条から附則第 五条までにおいて「施行日」という。)から起算し て一年間(当該期間内に新内航海運業法第六条 第一項の規定による登録の拒否の処分があつた とき、又は次項の規定により読み替えて適用さ れる新内航海運業法第十七条第一項の規定によ り内航海運業の全部の廃止を命じられたとき は、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じら れた日までの間)は、新内航海運業法第三条第 一項の規定にかかわらず、当該船舶の管理をす る事業を営むことができる。その者がその期間 内に新内航海運業法第四条第一項の規定による 登録の申請をした場合において、その期間を経 過したときは、その申請について登録又は登録 の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。</p> <p>2 前項の規定により船舶の管理をする事業を営 むことができる場合においては、その者を新内 航海運業法第七条第一項に規定する内航海運業 者とみなして、新内航海運業法第九条、第十四 条、第十七条、第二十条及び第二十五条の規定 (これらの規定に係る罰則を含む。)を適用す る。この場合において、新内航海運業法第十七 条第一項中「当該内航海運業の登録を取り消す」</p>
<p>業法(以下この条及び次条において「新内航海運業法」という。)第二条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条において同じ。)を営んでいる者(第三条の規定による改正前の内航海運業法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による登録の取消しの日とみなす。</p> <p>4 この法律の施行の際現に船舶の管理をする事業を営んでいる者(旧内航海運業法第三条第一項の登録を受けた者に限る。)の当該船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第七条第一項の規定の適用については、同項中「第四条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは」とあるのは、「第四条第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更について海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和三年法律第一号)の施行の日から一年以内に」とする。</p> <p>5 この法律の施行の際現に船舶の管理をする事業を営んでいる者(旧内航海運業法第三条第一項の登録を受けた者及び同条第二項の届出をした者を除く。)の当該船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第三条第二項の規定の適用については、同項中「事業開始の日から三十日以内に」とあるのは、「事業開始の日から三十日以内に」とする。</p>
<p>6 この法律の施行の際現に船舶の管理をする事業を営んでいる者(旧内航海運業法第三条第二項の届出をした者に限る。)の当該船舶の管理をす る。この場合において、新内航海運業法第七条第五 3 前項の規定により読み替えて適用される新内 航海運業法第十七条第一項の規定により内航海 運業の全部の廃止を命じられた場合における新 内航海運業法の規定の適用については、当該廃 止を命じられた者を同項の規定により登録を取り 消された者と、当該廃止を命じられた日を同 項の規定による登録の取消しの日とみなす。</p> <p>4 この法律の施行の際現に船舶の管理をする事業を営んでいる者(旧内航海運業法第三条第一項の登録を受けた者に限る。)の当該船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第七条第一項の規定の適用については、同項中「第四条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは」とあるのは、「第四条第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更について海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和三年法律第一号)の施行の日から一年以内に」とする。</p> <p>5 この法律の施行の際現に船舶の管理をする事業を営んでいる者(旧内航海運業法第三条第一項の登録を受けた者及び同条第二項の届出をした者を除く。)の当該船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第三条第二項の規定の適用については、同項中「事業開始の日から三十日以内に」とあるのは、「事業開始の日から三十日以内に」とする。</p>
<p>6 この法律の施行の際現に船舶の管理をする事業を営んでいる者(旧内航海運業法第三条第二項の届出をした者に限る。)の当該船舶の管理をす る。この場合において、新内航海運業法第七条第五 3 前項の規定により読み替えて適用される新内 航海運業法第十七条第一項の規定により内航海 運業の全部の廃止を命じられた場合における新 内航海運業法の規定の適用については、当該廃 止を命じられた者を同項の規定により登録を取り 消された者と、当該廃止を命じられた日を同 項の規定による登録の取消しの日とみなす。</p> <p>4 この法律の施行の際現に船舶の管理をする事業を営んでいる者(旧内航海運業法第三条第一項の登録を受けた者に限る。)の当該船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第七条第一項の規定の適用については、同項中「第四条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは」とあるのは、「第四条第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更について海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和三年法律第一号)の施行の日から一年以内に」とする。</p> <p>5 この法律の施行の際現に船舶の管理をする事業を営んでいる者(旧内航海運業法第三条第一項の登録を受けた者及び同条第二項の届出をした者を除く。)の当該船舶の管理をする事業についての新内航海運業法第三条第二項の規定の適用については、同項中「事業開始の日から三十日以内に」とあるのは、「事業開始の日から三十日以内に」とする。</p> <p>6 この法律の施行の際現に船舶の管理をする事業を営んでいる者(旧内航海運業法第三条第二項の届出をした者に限る。)の当該船舶の管理をす る。この場合において、新内航海運業法第七条第五 3 前項の規定により読み替えて適用される新内 航海運業法第十七条第一項の規定により内航海 運業の全部の廃止を命じられた場合における新 内航海運業法の規定の適用については、当該廃 止を命じられた者を同項の規定により登録を取り 消された者と、当該廃止を命じられた日を同 項の規定による登録の取消しの日とみなす。</p>

令和三年五月十四日 参議院会議録第二十二号

三八

権の時効については、なお従前の例による。

4 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現

に航海中である船舶に乗り組む船員について

は、新船員法第六十八条の規定にかかわらず、

当該航海が終了する日まで専ら国外各港間の

航海に従事する船舶については、同号に掲げる

規定の施行の日(以下この項において「第四号施

行日」という。)から起算して三月を経過する日

又は第四号施行日以後最初にいすれかの港に入

港した日のいすれか遅い日までは、なお従前

の規定は、船員労務供給を受けようとする者

(供給される船員を雇用する場合に限る。)が施

行日以後に無料船員労務供給事業者と締結した

(供給契約に基づいて当該無料船員労務供給事業

者から供給される船員と労働契約を締結しよう

とする場合について適用する。

(調整規定)

第六条 産業競争力強化法等の一部を改正する等

の法律(令和三年法律第 号)の施行の日

(以下この条において「産業競争力強化法等一部

改正法施行日」という。)が附則第一条第二号に

掲げる規定の施行の日(以下この条において「第

二号施行日」という。)後である場合における第

四条の規定による改正後の造船法第十四条の規

定の適用については、第二号施行日から産業競

争力強化法等一部改正法施行日の前日までの

あるのは、「第三十一条から第四十七条まで」と

間、同条中「第三十五条から第四十五条まで」と

四十二条第一項において読み替えて準用する場

合及び附則第十六条の規定による改正後の船員

の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二

年法律第九十六号。以下この項において「船員

雇用促進法」という。)第九条第二項において準

用する場合を含む。)の規定は、求人者が施行日

以後に地方運輸局長、無料船員職業紹介事業者

又は船員雇用促進法第七条第二項に規定する船

員雇用促進センターに対してした求人の申込み

を受けてこれらの者が紹介した求職者と労働契

約を締結しようとする場合について適用する。

2 新船員職業安定法第四十八条第一項において

読み替えて準用する新船員職業安定法第十六条

第二項の規定は、船員の募集を行う者が施行日

以後に行つた募集に応じて船員になろうとする

者と労働契約を締結しようとする場合について

適用する。

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律案

3 新船員職業安定法第五十二条において読み替

えて準用する新船員職業安定法第十六条第二項

(船員労務供給を受けようとする者

(供給される船員を雇用する場合に限る。)が施

行日以後に無料船員労務供給事業者と締結した

(供給契約に基づいて当該無料船員労務供給事業

者から供給される船員と労働契約を締結しよう

とする場合について適用する。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれ

ぞれの法律の規定について、その施行の状況等

を勘査しつつ検討を加え、必要があると認める

ときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(一 地方自治法の一部改正)

第十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の項第二号中「第八十九条第八項」

を「第八十九条第九項」に改める。

第十三条 小型船造船業法(昭和四十一年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第六条」を「第五条」に改める。

第十四条 登録免許税法の一部改正

第十五条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第十六条 登録免許税法の一部改正

第十七条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第十八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第十九条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第二十条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第二十一条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第二十二条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第二十三条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第二十四条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第二十五条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第二十六条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第二十七条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第二十八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第二十九条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第三十条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第三十一条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第三十二条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第三十三条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第三十四条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

第三十五条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

五号の一部を次のように改正する。

第八条 附則第二条から第五条まで及び前条に定

めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な

経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、

政令で定める。

二十五年法律第二百二十九号】を削り、同表第百三十号中

百三十 船舶等の製造工事若しくは改造業場の認定又は船舶等に係る登録検定協会若しくは登録検査機関の登録

修理工事若しくは整備に係る事  
業場の認定又は船舶等に係る登録検定

百三十 船舶等に係る製造工事若しくは改造修理工事、整備  
隔支援業務に係る事業場の認定又は船舶等に係る登録検定  
検査確認機関、船級協会若しくは登録検査機関の登録

(注)海上運送法第三十九条の二十二(船舶安全法の特例)又  
十四条(船舶安全法の特例)の規定により遠隔支援業務

場の認定を受けたものとみなされる場合における海上  
十九条の二十第四項(特定船舶導入計画)の規定による  
入計画の認定若しくは同条第五項の規定による特定船  
の変更の認定又は造船法第十一條第一項(事業基盤強  
定)の規定による事業基盤強化計画の認定若しくは同  
第一項(事業基盤強化計画の変更等)の規定による事業  
画の変更の認定は、当該事業場の認定とみなす。

を

別表第一 第百三十一号八中「第六条ノ四第一  
項」を「第六条ノ五第一項に改める。」

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律  
の一部改正）

第十五条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律  
（昭和四十五年法律第二百三十六号）の一部  
まで」を「第六条ノ三、第六条ノ五」に、「第六  
条ノ四第一項」を「第六条ノ五第一項」に改め、  
同条第三項中「第六条ノ四第一項」を「第六条ノ  
五第一項」に改める。

第五十六条第一号中「第六条ノ四第二項」を  
「第六条ノ五第二項」に改める。

（船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部  
改正）

第十六条 船員の雇用の促進に関する特別措置法  
の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第三十四条」を「から第三  
十五条まで」に改め、同条第二項中「から第十九  
条まで」を「から第十七条まで、第十九条」に改  
める。

船舶法第三  
特定船舶導  
入計画  
化計画の認  
法第十二条  
基盤強化計  
画

若しくは遠  
機関、登録

「第六条ノ五」を「第六条ノ六」に改め、同号四を同号五とし、同号三中「第六条ノ四第一項」を「第六  
条ノ五第一項」に改め、同号三を同号四とし、同号二の次に次のように加える。  
(三) 船舶安全法第六条ノ四第一項(事業場の認定)の遠隔支  
援業務に係る事業場の認定(財務省令で定めるものを除く。)

申請件数  
一件につき九万円  
(既に(三)に掲げる  
認定を受けている  
者については、一  
万五千円)

官 報 (号 外)

令和三年五月十四日 参議院会議録第二十二号

明治二十二年五月三日  
郵便物認可日

発行所
二束〒一〇五五-八四四二五丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 二三〇円) 二四二円